第三十号、第四十三号、第五十三号、第六十号及び第百五十号	六十万九千円	
（略）	（略）	
第百三十七号及び第百五十号	六十万九千円	
四・五　（略）		

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、令和八年十月二十日から施行する。

一　第一条中道路運送車両の保安基準第四十三条の十一及び第四十三条の十二の改正規定

二　第二条の規定

三　第三条中装置型式指定規則第二条の改正規定、同令第五条第一項の改正規定（同項の表第三十四号の八の次に二号を加える部分に限る。）及び同令第三号様式の改正規定（同様式の表第二条第四十号の八の車両後退通報装置の項の次に二項を加える部分に限る。）

四　第四条の規定

（経過措置）

第二条　第三条の規定による改正前の装置型式指定規則（以下この条において「旧規則」という。）第五条第一項の表第一号下欄に掲げる規則（第百七十七号に限る。）に基づき行われた認定は、当分の間、第三条の規定による改正後の装置型式指定規則（以下この条において「新規則」という。）第五条第一項の表第一号下欄に掲げる規則（第百七十七号改訂版に限る。）に基づき行われた認定とみなす。

2　旧規則第五条第一項の表第一号の二から第一号の七までの下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（令和十年八月三十一日以前に行われたものに限る。）は、令和十二年八月三十一日までの間は、新規則第五条第一項の表第一号の二から第一号の七までの下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

3　旧規則第五条第一項の表第十五号の四下欄に掲げる規則に基づき行われた認定は、当分の間、新規則第五条第一項の表第十五号の四下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

○防衛省令第二十四号

防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十四号）の一部の施行に伴い、防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

令和八年九月三十日

防衛大臣　小泉進次郎

防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整理に関する省令

（自衛隊法施行規則の一部改正）

第一条　自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
［条を削る。］	（自衛官候補生の服制）
（地質及び附属品材料の特例）	**第十六条の二**　自衛官候補生の服制は、前条に規定する各自衛官の服制に準ずるものとする。
第二十条　防衛大臣は、特に必要と認める場合は、第十六条から第十八条までの規定にかかわらず、自衛官、予備自衛官等、学生及び生徒の服制中地質及び附属品材料について臨時に特例を設けることができる。	（地質及び附属品材料の特例）
（隊員の採用）	**第二十条**　防衛大臣は、特に必要と認める場合は、第十六条から第十八条までの規定にかかわらず、自衛官、自衛官候補生、予備自衛官等、学生及び生徒の服制中地質及び附属品材料について臨時に特例を設けることができる。
第二十一条　自衛官（法第三十六条の二及び第四十五条の二第一項の規定により採用される自衛官を除く。次条第一項において同じ。）、学生、生徒及び予備自衛官補の採用は試験による。ただし、防衛大臣の定める特殊又は高度の技術及び知識を必要とする職務を担当する自衛官並びに国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第二十七条第一項において	（隊員の採用） **第二十一条**　自衛官（法第三十六条の二及び第四十五条の二第一項の規定により採用される自衛官を除く。次条第一項において同じ。）、自衛官候補生、学生、生徒及び予備自衛官補の採用は試験による。ただし、防衛大臣の定める特殊又は高度の技術及び知識を必要とする職務を担当する自衛官並びに国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第二十七条

第三十号、第四十三号、第五十三号、第六十号及び第百四十八号	六十万九千円	
（略）	（略）	
第百三十七号及び第百四十八号	六十万九千円	
四・五　（略）		